

令和6年度吹田市情報公開運営審議会

- 1 日時 令和6年8月8日（木） （開会）10時00分 （閉会）10時55分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 案件 （1）令和5年度 情報公開制度の運用状況について
（2）その他

4 出席委員

（会長）村田 尚紀 （副会長）荒木 晋之介
浦川 知裕 磯野 新 倉田 希容子 三条 健二 西形 方良
春貴 勇力 山根 茂男 吉川 英次

5 欠席委員

安藤 彰

6 出席市職員（事務局）

市民部長 中村 大介
市民部次長兼市民総務室長 田中 義之
市民総務室 参事 高田 徳也 主幹 井手本 治夫 主任 栗本 綾香

7 傍聴者

無し

8 議事要旨

事務局： ～委員紹介、事務局紹介～

事務局： ～案件（1）令和5年度 情報公開制度の運用状況について

資料に基づき説明～

委員： 令和5年度の請求件数について、資料「吹田市情報公開制度利用状況」では315件となっているが、資料「吹田市公文書公開請求の決定内容」の通し番号は319番までとなっている。差が生じている理由は何か。

事務局： 決定内容の資料の通し番号には、欠番となった件数も含んでいるためです。

委員： 欠番となるのはどのようなときか。

事務局： 市外の方からの電子申込による請求の場合、市外手数料が納付されるまでの間は仮受付の状態になります。この時点で採番をしてしまったものの、結局手数料の納付がされないまま連絡がつかなくなってしまったときなどに欠番となります。

委員： 54 ページ No.310 の存否応答拒否の理由は何か。

事務局： 請求内容は防災査察に関する資料ですが、担当室課からは、請求内容のうち、その存否を回答するだけで、実際に査察があったかが分かる内容のものについては、存否応答拒否を行ったと聞いています。

委員： 令和5年度の決定等件数のうち、不存在が2割ほどあるが、件数は毎年同じぐらいか。

また、請求しても不存在となるのは請求者にとって残念だと思うが、事前に調整するなど改善の余地はないのか。

事務局： まず、近年の不存在とした件数の推移については、令和元年度は14件、令和2年度は54件、令和3年度は89件、令和4年度は78件、そして令和5年度が81件となっています。令和元年度から令和4年度までは、全体の請求件数がほぼ変わらない状況での推移ですが、令和5年度は請求件数自体が増えた中で、不存在の件数はあまり変わらなかったというところです。

また、事前の調整という点については、窓口や電話での問合せを受けた際には、請求されようとする方に対し、請求されたい公文書について、対象となる文書が存在しないこともあるため、担当部署に具体的にどのような文書があるか事前に問い合わせしてほしい旨を伝えています。ホームページにも同様の記載をしています。

ただ、最近は電子申込による請求が増えており、その場合には事前のコミュニケーションをとる機会がないので、そのまま受付をしているという状況です。

委員： 最近、他自治体での内部通報に関する件で、職員にしか知り得ない情報が報道されているが、通常、内部通報の内容は個人に関する情報として非公開となると思われる。吹田市において、令和6年度に、内部通報に関する請求はあったか。

事務局： ありません。

委員： 平成30年度から部分公開に係る手数料を徴収するようになって、今まで困っていたことが改善されたというような、効果・影響はあるか。

事務局： 手数料を設定した理由は、大量の文書について部分公開をする場合、担当部署の人件費や諸経費がかかるので、受益者負担の観点から、公文書公開請求をする方としない方とのバランスを取るためです。

請求時点で手数料の説明をしていますが、請求者の方には御理解いただけていると思います。

委員： 航空写真の請求理由は何か。

事務局： 請求時に当該資料の請求理由は求めているので、明確には分かりません。推測ですが、土地についての情報を確定させるためであったり、自分の家の

近辺の昔の様子などへの関心から調べるためであったりだと考えています。

委員： 行政資料閲覧コーナーにある資料について、電子申込による請求の場合には、そのまま情報公開請求として受け付けられてしまうのか。

事務局： 請求内容が、閲覧コーナーに配架していたり、ホームページで公開していたりする資料である場合には、その旨を連絡した上で請求を取り下げてもらい、単純に資料の閲覧や情報提供に切り替えることもあります。

委員： そのような案件は、この資料中の件数にはどのように表現されているか。

事務局： 「取下げ」の件数に入ります。

委員： 「不存在」とした文書について、実施機関に対して、本来、残しておくべき文書なのではと指摘する部署はあるか。

事務局： ありません。実施機関が不存在とした文書について、存在するはずであるという審査請求が申し立てられた場合に、審査会の答申において「作成しておくべきである」との付言がある可能性はあります。

委員： （前述のような場合に）たとえば市長から「重要だから残しておくように」などの指示はないのか。

事務局： あるかもしれませんが、そういう指示を直接受けたことはありません。

事務局： 文書には保存年限が定められているので、その定めによって廃棄されているため残っていないということもあると思います。